

監事監査規程

第1条（目的）

この規定は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下、「本連盟」という）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかこの基準による。

第2条（基本理念）

監事は、本連盟の機関として、理事と相互信頼のもとに、公平不偏の立場で監査を行うことにより、本連盟の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条（機能）

監事は、理事の職務執行を監視し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はその恐れのある事実もしくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

第4条（業務・財産調査権）

監事は、業務・財産調査権を有し、適時に理事及び関係部門に対し事業報告を求め、又は本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第5条（理事等への協力）

監事が職務遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第6条（監査の種類）

定期監査と随時監査とする。

- 2 定期監査は毎事業年度終了後に行う監査とする。
- 3 随時監査は、監事が必要と認めた事業及びその他事項について随時行うものとする。

第7条（監査事項）

監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取により監査を行うものとする。

第8条（会議への出席）

監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できない場合には、その審理事項について報告を受け、又は議事録、資料の閲覧を求めるものとする。

第9条（理事会に対する報告・意見陳述義務）

監事は、理事の職務執行又はその他の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認められた時は、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を

請求し、又は理事会を招集することができる。

- 3 監事は業務の執行にあたり本連盟の業務および運営の適正・合理化等又は本連盟の諸制度について意見を持つに至ったときには、理事に対し、意見を述べるすることができる。

第10条（差止請求）

監事は、理事が本連盟の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、これにより本連盟に著しい損害を生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為の差止を請求することができる。

第11条（理事の報告）

監事は、理事が本連盟に著しい損害を発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

第12条（計算書類の監査）

監事は、理事から業務報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

第13条（監査報告書）

監事は、日常の監査を踏まえ、かつ前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し。記名押印をするものとする。
- 3 監事の前項の監査報告書を、会長に提出する。

第14条（監査補助者）

監事の職務執行の補助機関として、本連盟事務局が当たる。

- 2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第15条（改廃）

この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は令和2年1月26日制定、令和3年2月1日より施行する。

令和4年10月26日改訂